

庁議付議事案書

開催・平成28年10月12日

所管部課	企画財政部 企画課	部長	並木 俊則	
件名	東大和市寄附金取扱要綱について			<input type="checkbox"/> 区分 <input checked="" type="checkbox"/> 1 審議事項 <input type="radio"/> ○ 2 報告事項
関係事項	条例規則			
部課機関	企画財政部財政課、総務部総務管財課、市民部産業振興課、社会教育部社会教育課			
<p>1. 要旨</p> <p>旧日立航空機株式会社変電所の保存等のための寄附及びその他の使途に対する寄附について、ふるさと納税制度を活用した寄附金受入態勢の充実を図るため、寄附金の取扱に関して必要な事項を定める「東大和市寄附金取扱要綱」を制定した。</p>				
<p>(1) 主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 寄附者は、寄附金の使途について、次のいずれか一つを選択できる。 <ul style="list-style-type: none"> ア 旧日立航空機株式会社変電所の保存等のために イ 子育てと教育のために エ スポーツと文化のために カ 緑と環境のために ク 前各号に掲げるもののほか市政全般のために ウ 福祉と健康のために オ 産業と観光のために キ 公共施設等のために ② 寄附金の使途に適合する事業の財源として当該寄附金を活用する。当該年度を超えて管理及び運用を行う必要があるものは、寄附金の使途に応じ基金において管理及び運用を行う。 ③ 寄附の申込み、受諾の決定、納入方法その他必要な事項、御礼状等の寄附者に送付する書類等は、別途市長決裁により定める。 ④ 寄附者は、氏名等を市公式ホームページで公表する。変電所の保存等のために寄附した場合は、さらに変電所に備える寄附者名簿に氏名等を公表する。なお、寄附者が希望しない場合は公表しない。 ⑤ 変電所の保存目的以外の寄附への返礼品に係る返礼品の贈呈の要件、手続その他必要な事項は、別途市長決裁により定める。 				
<p>(2) 施行日</p> <p>平成28年10月1日</p>				
<p>(3) 影響及び効果</p> <p>当市における寄附金の取扱いが明確化され、適正な事務処理を行うことが可能となる。</p>				
<p>2. 経過(現時点に至るまでの経過)</p> <p>平成28年9月28日 市長決裁</p>				
<p>3. 留意事項(問題点等)</p>				
<p>4. 主管部処理案(検討結果等)</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注: 定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。